

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領(総務省)

令和3年3月23日

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号。以下「制度要綱」という。)第3の1に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。以下「地方公共団体」という。)が、制度要綱第2の1に規定する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて造成した基金の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)及び基金を活用して行われる制度要綱第3の2に規定する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業等(以下「交付金事業等」という。)を実施するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。)その他の法令、総務大臣等の定める交付要綱及び関係通知のほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

第2 適用

この運営要領は、制度要綱に基づき、総務大臣へ移し替えられた交付金により積み立てる基金について適用する。

第3 運営主体

基金の運営主体は、地方公共団体とする。

第4 基金の運営

1. 基金の造成等

基金は、国からの交付金を受けて造成するものとする(地方公共団体が設置する既存の基金への積み立ての財源とした場合も含む。)

2. 基金の設置方法

地方公共団体は、基金の設置目的、管理、処分等に関し必要な事項を条例等におい

て定めるものとする。

3. 基金の運用方法

基金の運用については、次に掲げる方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る。）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

4. 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

5. 基金の取崩しの制限

基金（第4の4により繰り入れられた果実を含む。）は、交付金事業等の実施に要する経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

6. 基金の残額の取扱い

地方公共団体は、交付金事業等が全て終了したときは、基金の残余額を国庫に返還しなければならない。

7. 基金事業等の事故の報告

地方公共団体は、基金事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに総務大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

8. 基金事業の運営及び管理に関する基本的事項の公表

- (1) 地方公共団体は、基金の造成又は積立てを行った場合、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期について、自らのホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。
- (2) 地方公共団体は、(1)により公表した事項に変更があった場合においては、速やかに、当該変更があった事項を公表するものとする。

9. 基金事業の状況報告

地方公共団体は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業について新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金事業状況報告書を作成し、別記様式第1号により当該年度の翌年度5月末までに総務大臣に報告するものとする。

10. 基金事業等の終了等

- (1) 交付金事業等の期間は別表のとおりとする。なお、精算等の処理に係る手続きについては、交付金事業等が終了した年度の翌年度5月末までとする。
- (2) 総務大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、地方公共団体に対して、基金事業等について終了又は変更を命じることができるものとする。
 - ① 地方公共団体が、適正化法、適正化法施行令、交付規則、制度要綱、交付要綱若しくはこの運営要領又はこれらに基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 地方公共団体が、基金を交付金事業等以外の用途に使用した場合
 - ③ 地方公共団体が、基金事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - ④ その他基金事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 総務大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、地方公共団体に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、総務大臣は、地方公共団体に対して、未納に係る額につき、当該未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を、併せて命ずるものとする。
- (5) 地方公共団体は、基金事業等の終了後において、交付金事業等により補助金を受けたもの等から補助金等の返還があった場合には、返還額のうち国費相当額を国庫に納付しなければならない。

11. 交付金相当額の返納

地方公共団体は、基金の額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると総務大臣が認めた場合又は基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止する場合は、交付金の全部又は一部に相当する金額を返納しなければならない。

12. 基金事業等の経理等

- (1) 地方公共団体の既存の基金への積立てに交付金を充当する場合には、果実を含めて厳格な区分経理を行うものとする。

- (2) 地方公共団体は、基金事業等についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (3) 地方公共団体は、(2)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業等の終了した日(第4の10により基金事業等の終了を命ぜられた場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、総務大臣の要求があった際に、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかなければならない。

13. 基金事業の検査等

- (1) 総務大臣は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、地方公共団体に対し報告を求め、又は総務省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 総務大臣は、(1)の検査等により適正化法、適正化法施行令、交付規則、制度要綱、交付要綱若しくはこの運営要領又はこれらに基づく総務大臣の処分若しくは指示の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、地方公共団体に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

第5 基金事業の実績報告

- 1. 地方公共団体は、交付金事業等が全て終了したとき又は第4の10で定める基金事業等の実施期間を経過したときは、その日(ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間の末日)から1ヶ月以内に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金事業実績報告書を作成し、別記様式第2号により総務大臣に提出しなければならない。
- 2. 総務大臣は、1の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、地方公共団体に対し報告を求め、又は総務省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができる。
- 3. 総務大臣は、2の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付規則、制度要綱、交付要綱若しくはこの運営要領又はこれらに基づく総務大臣の処分若しくは指示の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、地方公共団体に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

第6 その他

この運営要領に定めるもののほか、基金事業及び交付金事業等に関し必要な事項は、地

域自立応援課長が定めるものとする。

附則（令和3年3月23日総行応第74号）

この運営要領は、令和3年3月23日から施行する。

別表（第4の10関係）

令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて（令和2年6月24日内閣府事務連絡）（抄）

2. 交付対象事業（制度要綱第2関係）（2）

| 対象事業 | 期間 |
|--|-------------|
| 利子補給事業又は信用保証料補助事業 | 令和7年度末までに廃止 |
| 事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの | 令和4年度末までに廃止 |